

平成 24 年 5 月 2 日

機械式立体駐車場での事故にご注意ください！

機械式立体駐車場での事故を防止するため、駐車装置を操作する際の確認を徹底するなど、注意していただきたいことをお知らせします。

本年 4 月 2 日に大阪府で、運転者が機械式立体駐車場のパレットを地下から上昇させていたところ、このパレットに乗り移ろうとした運転者のお子さん（3 歳）が転倒し、パレットと梁の間に身体を挟まれ死亡する事故が発生しました。

機械式立体駐車場での事故について、消費者庁と国土交通省では、一般利用者が死亡・負傷したとの事故情報を、平成 19 年から本年 4 月末日までの間に上記の事故を含め 26 件^{注 1}（うち、子どもが被害を受けた事故が 7 件。）把握しています。このうち死亡事故が 4 件（うち、子どもの事故が 2 件。）あります。

注 1 国土交通省が把握する事故情報及び消費者庁・独立行政法人国民生活センターが運営する「事故情報データベース」に登録された事故情報を基に集計。「事故情報データベース」には、これ以外に機械式立体駐車場かどうか不明な立体駐車場による負傷事故情報が 1 件、けがのなかった立体駐車場による事故が 5 件登録。

これらの事故の中には、立体駐車場の中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故や、子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故が多く見られます。

こうした事故を防止するため、機械式立体駐車場を利用する際は、特に次のことに注意してください。

- 機械式立体駐車場で自動車を入出庫する際は、運転者以外は駐車場内に入らないでください。
- 自動車の中に人が残っている場合もあることから、駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作してください。
- 駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車場内に近づかないよう注意してください。
- 駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないでください。

[冒頭に記載した事故以外の主な事故情報^{注2}]

- ・駐車場内に、先に自動車を入庫した利用者がある状態で、次の人が操作したため、先の利用者がパレットと機械装置の間に挟まれて大けがを負った。
- ・運転者は駐車場へ自動車を入庫し一旦駐車場外に出たが、自動車内の荷物を取りに再び駐車場内に入った。これに操作者が気づかずに作動させたため、運転者が頭部を挟まれて死亡した。
- ・操作者は、運転者が駐車場内から出たことを確認したものの、同乗者が駐車場内にいることに気づかず作動させたため、同乗者がパレットと床の間に挟まれて打撲を負った。
- ・駐車場の利用者が駐車装置を自ら操作して、駐車場ゲートを上昇させていたところ、運転者のお子さん（3歳）がゲートに付属するチェーンに指を挟まれ切断した。
- ・利用者のお子さん（1歳）が駐車装置内にいることに気付かずに利用者が駐車装置の扉を閉め操作を行ったため、頭部を挟まれ死亡した。

注2 消費者庁、国土交通省が直接確認した事実ではなく、寄せられた情報の内容に基づいて記述しています。

[参考]

公益社団法人 立体駐車場工業会のホームページには、安全利用についてのパンフレットが紹介されています。

<http://www.ritchu.or.jp/frame2.htm>

本件に関する問合せ先

消費者庁

消費者安全課 滝

TEL : 03 (3507) 9201 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

H P : <http://www.caa.go.jp/>

国土交通省都市局

街路交通施設課 小林・小山

TEL : 03 (5253) 8416 (直通)

FAX : 03 (5253) 1592

H P : <http://www.mlit.go.jp/>

公益社団法人

立体駐車場工業会 田村

TEL : 03 (3662) 4911

FAX : 03 (3662) 4915

H P : <http://www.ritchu.or.jp/>